

シェアリングエコノミー・ギグエコノミーの 発達と税制の課題

東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授 森信茂樹

1. 税の課題はタックス・ギャップの縮小

筆者は2018年9月、エストニア、フランス、イギリスの財務省・国税庁、OECD租税委員会を訪問し、デジタル経済が税制や税務執行にどのような影響を及ぼし、それに対して各国がどのように対応しているかその状況を聞くことができた。その際の情報や議論を踏まえて、シェアリングエコノミーへの税制の対応を中心に、わが国の税制に参考になることを記し、あわせて筆者の提言もしてみたいと思う。

各国共通の問題意識は、インターネット上のプラットフォームを介して、個人が保有する遊休資産（場所、乗り物、空きスペースなど）や労働・スキルなどを個人間でシェア（貸借や売買や提供）するシェアリングエコノミーが発達すると、市場参加者の収入情報の入手が困難になるなどタックス・ギャップ（Tax Gap）が拡大していくので、それにどう対処していくかというものである。ここでいうタックス・ギャップとは、無申告・過少申告の増加、それに伴う収税減や納税モラルの問題まで含んだ概念として使われている。

仲介サービスの代表例としては、配車サービスのウーバー（わが国ではまだ本格サービ

スは認められていない）や、民泊仲介サービスのエアビーアンドビー、人材仲介のクラウドワークス、家事代行サービスのエニタイムズなどがあげられる。

一方で、シェアリングエコノミーの下では、自らの遊休資産やスキルを活用してそれなりの収入が得られるし、サービスを購入する側も、自ら資産を所有する必要がなく、比較的安価に様々なサービスを利用することができる。乗り物サービスや空室をシェアすることは、既存の法制や規則などとの問題を生じさせるが、新たな成長機会や雇用機会が創出されるので、経済活性化の起爆剤としてその発達は前向きにとらえられている。そこで、そのようなビジネス機会の芽をつぶさないようにしつつ対応していかなければならない。実際わが国でも、仲介サービスを通じて遊休人材が再活用されたり、地方の遊休資産・観光資源の掘り起こしや活用に大きな役割を果たし、地域再生に役立つ事例も増えつつある。

また、諸外国では、そのような経済を、ギグエコノミーと包括的にとらえて、税制や社会保障制度の議論が行われている。ギグエコノミーとは、個人が独立して不定期でスキルを提供して対価を稼ぐことで成り立つ経済のことで、必ずしも低所得を意味しないが、実態は低所得者が多いといわれている。米国で

は2005年から15年にかけてフルタイム雇用者は全く増加していないが、ギグエコノミーの下で働く人は67%増加したという（マクガバン著『ギグ・エコノミー襲来』CCCメディアハウス）。

では、シェアリングエコノミーの拡大の下で、各国はどのようにタックス・ギャップに対応しているのだろうか。今回訪問した3か国の対応をまとめると、第1にプラットフォーム（プラットフォーム事業者）からの情報収集、第2に納税者利便性の高い申告制度の構築、第3に納税申告インセンティブの供与である。これらを組み合わせて、各国なりの工夫が行われている。

2、プラットフォームからの情報収集

第1は、プラットフォームからの情報入手である。シェアリングエコノミーのもとで個人の労働力や人的スキルを提供するクラウドソーシングを例にとって資金の流れや契約

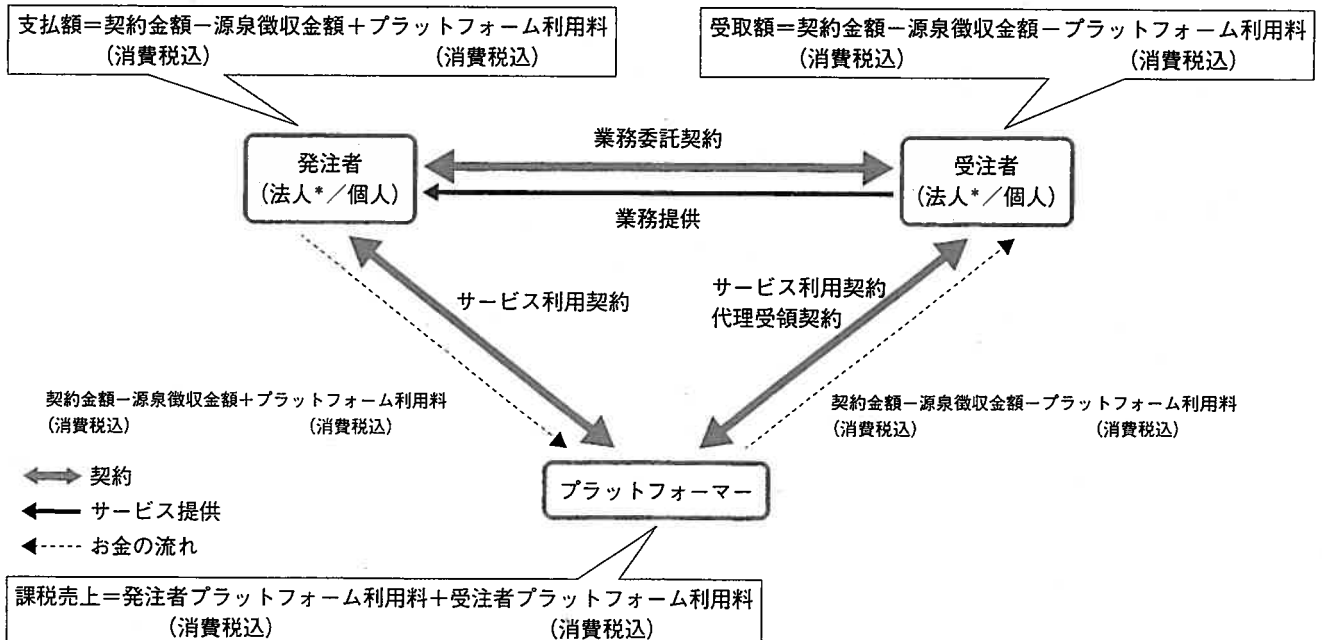
関係を説明するとおおむね以下のようなスキームである。

このようなスキームの契約では発注者と受注者、消費者と提供者、個人と個人、個人と事業者の直接取引となることが多く、市場参加者の匿名性が高いので、だれがいつどこでどのような取引を行ったのか税務当局が知ることは困難になる。

そこで、タックス・ギャップの拡大を防ぐためには、情報の結節点ともいべき仲介者のプラットフォームから情報を入手することが有効な対策ということになる。具体的には、仲介者からマイナンバーを付した法定調書の提出を求めることを法律で義務付けることが効果的・効率的である。実際、フランスは2020年から事業者に対して、利用者間の取引情報を当局に報告させる法律を通した。またエストニアでは2017年からプラットフォームからの情報提供を義務付けている。

しかし新たに法定調書を導入することは、中小規模の事業者には負担が大きすぎ事業発展

図表1 クラウドソーシング（発注者・受注者・プラットフォームとも国内・代表ケース）



利用料に係る消費税

*日本国内に PE を有する外国法人を含む
デジタル経済研究会作成

の阻害となる可能性もある。そこでまずは、プラットフォームを含む事業者に対して、当事者が保有する情報について照会できることが必要だ。すでに実務上は、税務当局が任意形で情報提供を求めることが行われているが、これをきちんと法律の根拠（国税通則法）を作り税法上明確にするということである。

加えて高額や悪質の場合（これはギグエコノミーというより仮想通貨取引に当てはまる）には、必要最小限の範囲で、より実効性を持つ形で照会できることとする。一方で、事業者・納税者から不服申立てができるような制度も併せて導入する必要がある。この点については、政府税制調査会の検討を踏まえて、年末の与党税制調査会で結論が出るものと考えられる。（（注）12月14日の与党大綱ではおおむねその方向で決定した。）

問題となるのは、ウーバーやエアビーアンドビーといった国境を超える海外のプラットフォームからどう情報を入手するかということである。これについて、エストニアでは、ウーバー本社（オランダ）と直接交渉して、エストニアでの運行許可と引きかえに、運転手の同意を得たうえで、その収入情報を入手することに成功したとのことであった。

フランスでは、2020年からプラットフォームから取引情報を国税当局に提出することが法律で義務付けられたが、そのうえで、ウーバーの本社があるオランダの課税当局との情報交換によって、フランスで運転する者の収入情報を任意で入手する方向で検討を進めているとのことであった。

イギリスでは、すでにプラットフォームからの情報入手が可能となっているが、国境を越えたウーバーなどからの実際の情報入手方法は今後の課題としていた。

国外の事業者（外国のプラットフォーム）が保有する情報については、外国の税務当局

から租税条約に基づく情報交換によって対応することが基本である。その場合、要請国側の国内法で同様の情報の取得ができない場合には要請に応じない場合もあるため、まずは国内の法整備を行うことが重要となる。

この点についてはOECD・ポストBEPSの中でも議論されている。2018年3月に公表されたInterim Report 2018の中では、以下のような記述がある（筆者要約）。

「外国のプラットフォームからの情報入手の対応策として、①納税者教育と自己申告制度の充実、②プラットフォーム決済に関する第三者からの情報の取得を行いつつ、これらを源泉徴収制度や記入済み申告制度につなげる可能性の検討が必要である。その上で、税務当局が国境を越えて運用している大手プラットフォームと情報提供の共通化に向けた協議の実施などについて、2018年の完了を目指し協力すること、最終的には、すべてのプラットフォームによるプラットフォーム利用者の居住地の税務当局に対する、利用者、トランザクション、および収入に関する情報提供の標準化について多角的合意を図ること、共通報告基準（CRS）による非居住者金融口座情報の交換と類似のスキームを検討していくことが合意された。」

なお先進諸国の情報入手について政府税制調査会の資料（2018年）から要約したのが図表2である。

3, 申告の簡素化—記入済み申告制度

2番目の対応は、納税申告の簡素化である。具体的には、ITを活用して簡素な申告方式を納税者に提供するという一方で、この観点から多くの欧州諸国で導入されているのは「記入済み申告制度」である。

図表2 先進諸国の情報入手

フランス	フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。 フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
イギリス	イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
ドイツ	ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
エストニア	2017年から、ウーバーが運転手の同意の下で、その運転手の収入情報を国税庁に提供し、国税庁が記入済み申告書に反映する仕組みを導入。
スウェーデン	ウーバーを含めたすべてのタクシー業界について、各運転手が民間の報告センターに運転情報を報告し、国税庁は報告センターに情報の提供を求めることができる。
米国	銀行やクレジットカード等の支払決済会社のほか、ペイパル等の第三者決済代行業者に対し、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。インターネット取引の拡大等を踏まえその提出範囲の拡大も提案されている。 また、法律に違反した可能性があると思えるに足る合理的な根拠が存在する場合などには、ジョン・ドウ・サモンズ（不特定者に対する行政召喚状）という司法的手段による資料提出が可能。

政府税制調査会資料を筆者加工

この制度は、税務当局が、雇用主や金融機関等から提出された情報、たとえば源泉徴収票などの法定資料の記載内容である、収入金額や源泉徴収額などをあらかじめ申告書に記入して納税者に送付し、納税者はその内容を確認、必要に応じ修正して送付することで申告が終了する制度で、納税者サービスの一環として北欧諸国など多くの欧州諸国で導入されている。OECDの資料によれば北欧、フランスなど欧州・十数か国が導入している。税務当局にとっても、申告書の収受後に申告内容を審査する従来の方式に比べて、申告間違いや記入漏れ、申告漏れといった納税者の単純なミスがあらかじめ防止できるため、申告書収受後の事務が効率化されるという大きなメリットがある。

導入の最も進んでいるスウェーデンでは、税務当局から送付されてきた申告書に、給与、利子所得、配当所得などと並んで、支払税額（国税・地方税）、税額控除額などが記入されており、納税者の税の過不足額（追加納税額

や還付額）まで計算・記入されている。

エストニアでは、ほぼ100%の情報が記載されており、個人の申告の90%以上が記入済み申告である。ウーバーなどのプラットフォームと納税者の税務申告プロセスを連動させ、納税申告書に収入情報などを事前記入させている。

イギリスは、年末調整（PAYE）の国である。多くのサラリーマンは、わが国と同じく会社による年末調整があり、税務申告にいかなくてもよい制度となっている。現在検討されているのは、この制度を拡張して、ウーバー本社とウーバーの運転手をPAYEシステムの中に取り込み、（現在PAYEで完結している副業の）運転手が改めて申告しなくてもよい制度の構築だ。具体的には、HMRC（英国歳入税関庁）がウーバーを登録させたうえで、納税代理人に指定し、ウーバーがドライバーの収入だけでなく、月々の運転距離に応じた平均的なガソリン代や使用車種からの維持費と減価償却費を控除しドライバーの所得を計

図表3 スウェーデンの記入済み申告書 (イメージ)

収入		課税所得	228110	資本所得 (損益通算)	
給与	225800			資本所得	+ 5954
医療給付	2310			資本所得からの控除	-19400
	= 228110				=13446
資本所得		地方税	+58065		
利子	3800	不動産税	+ 6362		
配当	2154	年金保険料	+16100		
	= 5954	教会税	+ 2021		
資本所得からの控除		墓地税	+ 137		
譲渡損	10900	年金保険料控除	-16100		
借入金利	8500	勤労税額控除	-12026		
	= 19400	キャピタルロス控除	- 4033		
源泉徴収税額	53881	課税額合計	=50526		
		源泉徴収税額	-53881		
		還付額	= 3355		

※ 1 スウェーデン国税庁からのヒアリングの際に入手した記入済み申告書サンプルより作成
 ※ 2 イメージの中の「矢印」「注書き」は事務局による記載
 (出典：金融税制・番号制度研究会作成)

算して源泉所得税を納付するシステムである。プラットフォームが源泉徴収を行うことができれば、ドライバーは年末に納税申告書を提出する必要がないということで、納税者が選択できる制度として導入したいと考えているが、中期的な課題であるとも語っていた。

他方記入済み申告制度については現在準備中であり、早ければ2019年中に導入するとの意向であった。

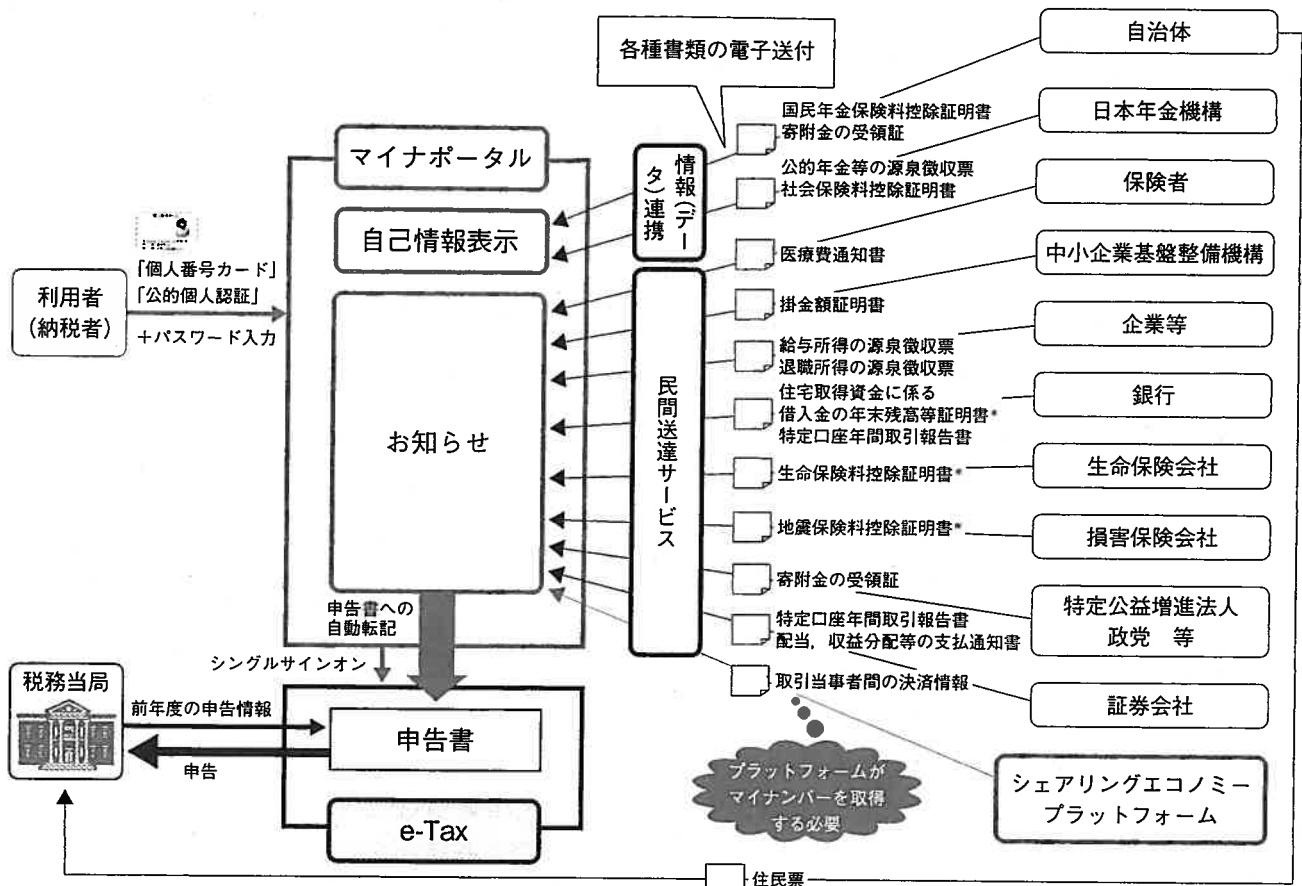
フランスでは記入済み申告制度は、給与所得と投資所得の2つを対象に導入されている。納税者は記入された収入について、経費の実額か、10%の概算控除かを選択して控除欄に記入し税額計算をする。またシェアリングエコノミーについては、記入済み申告というより、納税者への情報提供サービスという形で対応しており、今後ますます拡充していきたいとのことであった。諸外国では、国民全員と紐づいた納税申告用の情報連携システムが存在している。住所変更も遅滞なく届けことが決められているようだ。

この点わが国ではどうか。すでに税務当局は法定調書の範囲内で、納税者の申告内容と取引相手方の法定調書の内容をマイナンバーを通じてマッチングさせているが、年末調整で完結する全納税者に広げていくことについては、相当な準備と手間・コストが必要になる。また一部国民の反発も予想される。

そこで、本格的な導入が行われるまでの間、マイナンバー、マイナポータルとe-Taxを組み合わせて、納税者にとって利便性の高いシステムを構築することが考えられる。筆者が座長を務める金融税制・番号制度研究会ではこのような制度を「日本型記入済み申告制度」として導入することを数年にわたり提言してきた (<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>)。

具体的には、マイナポータルのデータ連携や民間送達サービスを活用することにより、保険者からの医療支払情報、生・損保の保険料控除、住宅ローン控除に必要な証明書などの電子的受取りを可能にしてこれをe-Taxと連動させて申告につなげる仕組みである。ク

図表4 日本型記入済み申告制度のイメージ



*生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は、当面は年末調整の対象
金融税制・番号制度研究会

クレジットカードなど民間の決済サービスと連動する「電子決済機能」を使って納税まで可能になる。

2018年11月7日の政府税制調査会「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について」の参考資料を見ると、この方向に沿った形で進んでいくようだ。国税当局が納税者に直接情報を記入する本来の記入済み申告制度とは異なるが、わが国の実情に合った対応ということであろう。いずれにしても、サラリーマンが副業・兼業で所得を得て税務申告が必要となる場合の利便性に大きく向上する。また医療費の還付申告も容易になる。

さらに、給与所得者が選択的に自主申告をする制度に向けての道も開ける。現在サラリーマンが給与所得控除の半分を超える特定

の支出をした場合に経費の実額控除が可能な特定支出控除制度があるが、必ずしも使い勝手がいいとはいえない。今後も給与所得控除の水準の見直しが続く中で、特定支出控除の適用範囲を広げていけばサラリーマンの申告件数は増えていく。自ら納税額を確定する自主申告制度は民主主義の原点であり、それによって、行政サービスや公共事業に対する関心も高まると考えられる。e-Taxやマイナポータル（日本型記入済み申告制度）の活用により税務当局の負担も軽減されるので、申告増加に対する懸念も払しょくされる。また、事業者に多大の負担を負わせている年末調整事務の負担軽減にも結びつく。

4. 申告インセンティブの拡大

3番目は、シェアリングエコノミーの下で増加する小規模事業者の申告インセンティブの拡大である。

エストニアは、個人事業者が国税当局に登録した銀行口座を開設し、その口座に振り込まれた収入の20%を銀行が源泉徴収し税務当局に収めれば本人は申告不要、という簡素な方法を選択的に導入した。ウーバーの運転手や家庭教師やベビーシッターなどの小規模個人事業者にも適用される。

英国は、ウーバーの運転手やエアビーアンドビーのホストの収入にシェリング・アロウワンスと呼ばれる1000ポンドの特別控除を適用することを始めた。

これらは、少額の納税者に対して申告の手間を軽減するための施策であると同時に、少額の稼得者を申告から解放することで税務当局のリソースを他のより有効な分野に振り向けることも狙った措置である。

わが国でも、クラウドソーシングの広がりなどで働き方の多様性が高まる中、雇用的自営業者・サラリーマンの副業など小規模の個人事業者の増加が予想されるので、何らかの申告インセンティブの拡大策を検討すべきであろう。

わが国では、サラリーマンに適用される給与所得控除を縮減してその分をだれでも使える基礎控除に振り替えていくという検討が進められ平成30年度改正で実現し、この方向をさらに進めていくことが検討されている。

政府税制調査会の平成29年11月20日付「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」では、「働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人をあまねく応援する仕組みを構築することが重要である」

としている。これは給与所得控除などの概算経費控除がサラリーマンの経費としては過大となっているという認識のもとで、それを適正化（縮小）して基礎控除に付け替えるという税制改革の方向を示したものである。この結果小規模事業者にも基礎控除の拡大という恩恵が与えられ、これがクラウドソーシングで所得を得る個人事業者・ギグエコノミーの課税最低限を引き上げ、申告をしなくて済む者も増加することになり、結果として申告利便の向上にもつながっていくと考えられる。

筆者は、その方向だけでは十分でないと考えており、エストニアの例や英国のシェリング・アロウワンスにヒントを得て、クラウドワーカーへの経費の概算控除の導入や新たな控除を作ること提案したいと思う。

現在租税特別措置法第27条では、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」というものがある。これを拡充し、役務の提供を中心とするクラウドワーカーにも適用を認め、所得税法上の措置に位置付けるという方法が考えられないか。この特例は、家内労働者等の事業所得・雑所得（公的年金以外）の必要経費の合計額が65万円に満たないときは、65万円を必要経費として控除できるというものである。

ちなみに、平成32年分（2020年分）の所得税から、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除に10万円の振替が行われ、給与所得控除の最低保障額が65万円から55万円に引き下げられ、これに伴い、家内労働者等の特例についても、平成32年分（2020年分）の所得税より、65万円から55万円に引き下げられる。

現在、特例の対象となる「家内労働者等」は「家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人」とされている。よく

例に出されるのは、ヤクルトの訪問販売員やヤマハ音楽教室のピアノの先生である。この特例は、こうした仕事を行う方々とパート労働者（給与所得者）との課税上のバランスに配慮する観点から導入されたものだ。

クラウドワーカーの場合、物品の販売というより役務の提供といった仕事内容が多いと考えられるが、「特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行う」場合に当たらないケースもあるので、この点の定義・区分を明確にしたうえで、拡充していくことが考えられる。

もう1つは、給与所得控除のような一定率での概算経費控除制度の導入だ。現行の給与所得控除はいまだ経費の概算としては水準が高いので、その点を見直しつつ、中低所得のクラウドワーカーに対し同程度の概算経費を与えるのである。このようなインセンティブが、彼らの申告利便の向上に役立つことになる。

米国の税制では、給与所得について経費の概算控除はなく全員申告制度となっているが、あらかじめの源泉徴収額が多めになされており、多くの納税者は申告により還付されるという方法がとられている。これは納税者に申告のインセンティブを与えるためであり今後参考になる事例といえよう。

ここでは立ち入らないが、副業が広く認められ雇用的自営業者が増加してくると、給与所得、事業所得、雑所得という区分の正当性が問われてくる。さらには消費税についても、給与所得にはかからないが、事業所得・雑所得には課税され、申告義務が発生する（ただし免税点がある）ので、その区分が問われることになる。中期的な課題として議論を開始

する必要がある。

5, 税・社会保障一体改革の基礎となる正確な所得把握

今回の3か国の訪問を通じて筆者が痛感したのは、このような所得情報の把握は、単にタックス・ギャップの解消という税務当局の要請によるものだけではないということである。3か国とも、所得情報は社会保障官庁と共有されており、様々な給付の適用条件の審査やセーフティーネットの構築に活用されている。さらには、税と社会保障を一体的に運営する給付付き税額控除制度が導入され、その際の基礎として所得情報が使われている。

わが国でもマイナンバーは「社会保障・税番号」として議論・導入されたもので、そもそもの導入の動機は税・社会保障一体改革であった。第4次産業革命による社会変革の中で安倍政権の掲げる「働き方改革」を実効あるものにするためには、シェアリングエコノミーやギグエコノミーに柔軟かつ適切に対応するような税制・社会保障制度の構築が急務だ。

面談者（肩書のみ）

エストニア財務省

Head of Tax Department, Estonian Tax and Customs Board

フランス財務省 (DGFIP)

Senior Tax Officer, Tax department

英国財務省 (HM Treasury)

Tax Strategy officer, Business & International Tax Group,

英国OTS

Tax Director, Office of Tax Simplification

*

*

*

【参考文献一覧】

- ・ 政府税制調査会（2017年，2018年）の一連の資料
- ・ 「金融税制・番号制度研究会」の各年の報告書，「デジタルエコノミーと税制研究会」の報告書（2018年）。ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページ（<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>）から入手できる。
- ・ OECD “Tax Challenges Arising from Digitalisation - Interim Report 2018 Inclusive Framework on BEPS”
- ・ European Commission “Tax Policies in the European Union 2016 Survey”
- ・ European Commission (2016) “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European economic and social committee and the committee of the regions; A European agenda for the collaborative economy.”
- ・ Department for Business, Energy & Industrial Strategy (2018) “The characteristics of those in the gig economy; Final report.”
- ・ Office of Tax Simplification (2016) “The ‘Gig’ economy; An Office of Tax Simplification Focus paper.”
- ・ Office of Tax Simplification (2017) “The ‘Gig’ economy - what does it mean for tax?”
- ・ Office of Tax Simplification (2018) “Platforms, the platform economy and tax simplification.”
- ・ HM Government (2018) “The experiences of individuals in the gig economy.”